

Focus 1 新型コロナウイルス感染症が労働市場に与えた影響と今後の労働政策課題

——第18回北東アジア労働フォーラムから

労働政策研究・研修機構（JILPT）は2020年12月18日、中国労働社会保障科学研究院（CALSS）、韓国労働研究院（KLI）と共催で第18回北東アジア労働フォーラムをオンライン形式で開催した。本フォーラムは、日本、中国、韓国の労働政策研究機関が各国に共通する労働政策研究課題について示唆を与え合うことを目的に、毎年開催している。今回のフォーラムは「新型コロナウイルス感染症が労働市場に与えた影響と今後の労働政策課題」をテーマに、各国における新型コロナウイルス感染症が労働市場に与えた影響と労働分野の対応策、働き方の面での変化について、日中韓の研究者各2人が報告を行い、討論を実施した。本稿は、各報告の概要を海外情報担当がまとめたもの。

韓国

【COVID-19が労働市場に与える影響】

ソン・ジェミン研究委員 (KLI)

○経済および労働市場への影響

韓国では2020年2月末に新型コロナウイルス患者が急増し、ソーシャルディスタンスの確保が全面的に行われ、経済と雇用に大きな影響をおよぼすこととなった。経済成長率は2020年第2四半期に前期比マイナス3.2%となり、第3四半期はプラス1.9%となったものの、前年同期に比べるとマイナス1.3%に留まっている。就業率は「カード大乱」(2003年に韓国で起こったクレジットカードの大量発行による経済的混乱)や世界金融危機に匹敵する減少が見られ、前年同月比の就業率は3月に減少に転じて以来、10月現在も1.3ポイント下落したままである。4月の就業者数は2月と比べて96万8,000人減少し、以降8月まで減少幅は若干縮小したものの、感染再拡大に伴い、秋には4月の水準まで再び増加した。就業者の減少は非経済活動人口の増加によるものであったが、10月には失業者の増加もこれに加わり、労働市場の冷え込みの長期化で求職活動をせざるを得ない状況がうかがえる

(表1)。平均労働時間は4月に10%以上減少し、特に労働時間の長さが下位25%に当たる人々は約20%減少した。

表1 2020年2月比就業者数、失業者数、非経済活動人口の増減 (単位:千人)

| | 就業者数 | 失業者数 | 非経済活動人口 |
|-----|------|------|---------|
| 3月 | -688 | 133 | 542 |
| 4月 | -968 | 77 | 857 |
| 5月 | -884 | 284 | 581 |
| 6月 | -845 | 241 | 567 |
| 7月 | -769 | 191 | 528 |
| 8月 | -766 | 157 | 560 |
| 9月 | -884 | 266 | 558 |
| 10月 | -913 | 314 | 534 |

資料出所: 統計庁経済活動人口調査、KOSIS

政府の雇用維持支援金などの支援策の影響で一時休職者数が急増し、前年同月比で3月は126万人、4月は113万人増加したが、その後、増加幅は縮小した。9月はコロナの再流行により一時的に増加したものの、3・4月に比べると増加幅は約3分の1にとどまった。3月の一時休職者数は、臨時雇用全体の15%、雇用者のいない自営業者全体の6%、常用雇用全体の2%に上った。

○雇用への影響

業種別に見ると、主に卸小売業、宿

泊・飲食店業、教育サービス業、協会・団体・修理・その他個人サービス業(家事、介護、美容業など)で就業者数が大きく減少した。

事業所規模別に見ると、主に10人未満の小規模事業所で、就業者数が大幅に減少している。今回の危機は対面型サービス業に大きな衝撃を与えたため、就業率の下落幅は男性(1~1.5%)より、女性(2~2.5%)のほうがはるかに大きい。

職業別に見ると、サービスおよび販売労働者が大幅に減少しており、専門職と事務職でも減少が見られる。専門職の減少は教育サービス業の雇用減少と主に関連しており、事務職はコロナ禍により雇用が縮小した大部分の産業で減少している。一方、公共雇用事業および、配達業種の雇用増加を反映して、単純労務職では就業者数が大幅に増加している。

学歴別に見ると、対面型サービス業に就職する比率が高い高卒就業者の減少幅が最も大きく、専門大卒も同様の傾向である。大卒は就業者の増加幅が減少しており、教育サービスの就業者減少に加え、全般的な採用余力不足と関連があると見られる。

雇用形態別に見ると、対面型サービス業における非正規雇用の減少幅が最

も大きい。一時休職者も非正規雇用で最も大きく増加したことを考慮すると、コロナ禍による労働市場でのショックはなはだしかった集団は非正規雇用労働者だと言える。

年齢別に見ると、大部分の年齢層で就業率の増加幅が2月に比べて大きく減少している。特に20代後半は5月以降も就業率がさらに悪化しており、新規採用の冷え込みが影響していると見られる。

○政府の措置と今後求められる対応

政府は短期的には55万人の雇用創出を、中長期的には韓国型ニューディール事業による新しい雇用創出を提唱しており、これらは雇用の減少による衝撃を部分的に緩衝する役割を果たしている。また、政府による緊急災害支援金をはじめ、各種公的支援金制度の運用活性化は、家計所得に肯定的な影響をおよぼしている。特に、家計所得を五つの階層に分けたとき最下位に位置する第1階層は、第2四半期には所得が17%以上減少したが、公的支援金を含む経常所得で見ると、むしろ9%増加しており、所得支援が大きな役割を果たしていることが分かる(表2)。

政府は今後も雇用が最大限守られるよう一層努力するとともに、コロナ禍が多少収まった局面で雇用の十分な供給がなされるよう取り組むことが重要になる。雇用維持支援金制度の継続と

拡充、失業者支援の拡充など既存の社会安全網の強化が引き続き必要だ。社内下請労働者や派遣労働者などの制度利用を促進するため、雇用維持支援金制度の問題点を速やかに改善しなければならぬ。また、2021年施行予定の韓国型失業扶助制度である国民就業支援制度(最長6カ月の失業者生活支援プログラム)を確実に実施できるよう準備する必要がある。

【ソーシャルディスタンシング時代、つなげるための労働——プラットフォーム労働の拡大と社会的セーフティーネット】

チャン・ジヨン主任研究委員(KLI)

○プラットフォーム労働の増加

新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が増加し、全ての消費生活においてオンライン取引の比重が大きくなった。韓国ではソーシャルディスタンシングを可能にする「つなげる」ための宅配・配達産業において、プラットフォーム労働が増加している。プラットフォーム労働とはデジタルプラットフォームを通して仕事および報酬を得ており、仕事が特定人でなく多数に開かれていることと定義される。韓国雇用情報院が2018年に推定した韓国のプラットフォーム労働者の規模は約50万人で、全就業者の2%を占める。プラットフォーム労働者の増加経路には次の三つがある。第1はプラットフォーム以前にはなかった完全に新しい種類の仕

事が生じる場合、第2は賃金労働者だった者に独立労働者としての性格が付加される場合、第3は独立労働者として仕事をしてきたフリーランスの労働過程にプラットフォームの統制が介入する場合である。このようにプラットフォーム労働の拡大は、雇用における地位や立場にも大きな影響をおよぼしている。

プラットフォーム労働は賃金労働者と自営業者、そしてその中間にあるグレーゾーン、すなわち特殊形態労働従事者や従属的自営業者において散見される。特殊形態労働従事者とは、公式には賃金労働者ではないが、特定使用者の事業に編入されていたり、常時業務のために労務を提供して、労働過程の統制を受ける形で従属労働の様相を帯びる人々を指す。契約形態上は雇用契約でなく委託・受託契約を結んでおり、個人事業者に分類されるため、労働法の保護を受けることができない。雇用労働部とKLIの2019年調査によれば、特殊形態労働従事者の規模は166万人と推算され、従属性が強くはないが明白なフリーランスと見るのが難しい事例も55万人捕捉された。

○配達・宅配業界の労働形態

2020年4月調査によると、20~59歳の男女1,500人の59.5%が配達専門ウェブサイトとアプリを通して飲食配達サービスを利用し、利用者の6割は週1回以上利用している。配達運転手は「配達代行会社」から仕事を受ける者が大多数であるが、プラットフォームから直接仕事を受ける者もいる。一方、配達代行業者を間に挟まず物流サービスを直接提供する第2世代配達プラットフォームが増加している。さらに、配達代行業界は2019年から新たに一般人を配達業務に動員しており、

表2 2020年における世帯所得の前年同期比増減率(%)

| | | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 平均世帯 | 経常所得 | 2.4 | 4.3 | 1.2 |
| | 勤労所得+事業所得 | 1.9 | -5.1 | -1.1 |
| 下位第1階層 | 経常所得 | -0.1 | 9.3 | -1.0 |
| | 勤労所得+事業所得 | -0.1 | -17.2 | -9.8 |
| 上位第5階層 | 経常所得 | 3.4 | 1.0 | 2.0 |
| | 勤労所得+事業所得 | 1.9 | -3.7 | 0.6 |

資料出所：統計庁家計動向調査

こうした一般人配達プラットフォーム労働者の数が急増している。

一方、2019年の経済活動人口1人当たりの宅配利用回数は99.3回である。大部分の宅配運転手はプラットフォーム労働者ではなく、従業上の地位は「個人事業者」と称する特殊形態労働従事者である。しかし宅配業界にも2018年以降、プラットフォーム労働が登場し、変化の波が起きている。一般人が個人所有の自家用車を用いて宅配業務に投入される形態だ。

○配達・宅配業界の問題

荷物の分類作業に要する時間を含む長時間労働、「当日配送」や「未明配送」による夜間労働等が宅配運転手の健康を脅かしている。2020年には、過労死と推定される運転手死亡事故が12件発生した。こうした事故を契機に、大手宅配会社は、分類担当人材の投入と全ての宅配運転手の労災保険加入を対策として打ち出した。一方、宅配連帯労組は会社の約束履行を点検するため、社会的議論の機関を設置するよう要求しているが、実現していない。

配達業界では10月、社会的対話を通じた協約を締結したが、そこには突発的なリスク発生時に職務を中断する権利や、配達を急かささないこと等の運転手の安全のための措置が含まれている。

宅配運転手と配達従事者は現行制度下でも労災保険適用対象だが、二つの

障害があつて加入率が非常に低い。第1は、「適用除外」の申請が可能になっているためである。第2は、労災保険の適用対象を判断する基準に「専属性」があり、プラットフォーム労働の比率が高い配達業はこの基準を満たしにくいためである。専属性基準を廃止し、国税庁で合算所得を把握できる体系を整備する必要がある。

○今後求められる対応

つながるための必須労働人材は、今回の危機で所得が減って問題になった人々ではない。しかし、特殊形態労働従事者とプラットフォーム労働者に所得が急激に減ったケースが多かったため、雇用保険の適用拡大を通じた所得保障体系の整備が課題として浮上した。宅配運転手や配達従事者が仕事を失っても、現行制度では雇用保険の失業給付を受けることができない。政府は雇用保険が全ての働く国民を包括できるよう段階的に拡大していく方針を示し、今年中には特殊形態労働従事者も含まれる計画だ(図1)。雇用主が不明瞭だけでなく、様々な場所で収入を得る特殊形態労働従事者やフリーランスの場合、国税庁に報告された「所得」を基盤にしなければ被保険者の地位を確定することができない。計画通り適用対象を拡大するためには、「雇用上の地位」を根拠に雇用保険を適用する現行方式を根本的に改革する必要があるが、こうした準備が行われているか

は不確かだ。

中国

【COVID-19の流行が就業に与える影響とその対策】

陳雲副主任 (CALSS)

○コロナ危機の初期段階における影響

中国における新型コロナウイルス感染症の拡大は、旧正月前後で人口の大規模な移動がピークに達する時期であり、また企業が新たな1年の生産活動を開始し、労働者が旧正月後に職場に戻り、あるいは改めて職を求める時期に始まった。また、中長期的な視点で見ると、経済構造に大きな変化が生じている最中であり、サービス業が占める割合が5割超まで拡大していた。

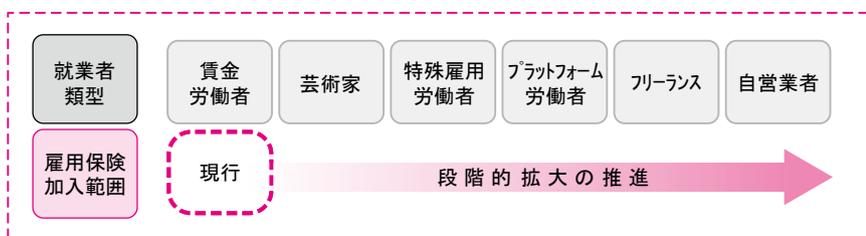
感染拡大が最初に影響を与えたのは、労働力市場の通常の秩序であった。感染症の防止・制御のために人の流れが制限され、企業は旧正月の休暇終了後も操業を再開できず、労働者は都市や職場に戻れなかった。労働力市場は供給と需要がうまくマッチせず、全体量が不足したうえに構造的なミスマッチが加わって、「求人難」と「就職難」が異様に突出した問題となった。

このように、労働市場が凍結した初期の段階から徐々に回復し、現在は経済活動が正常な軌道に戻る調整期に入っている。

○経済および労働市場への影響

主な指標は好転を続け、就業情勢は全体として、「安定し、徐々に緩和し、予想よりは良好」な傾向を示している。GDP成長率は2020年第1四半期にマイナス6.8%まで下落したが、第2四半期にマイナスがプラスに転じ、第3四半期は前年同期比4.9%の成長となった。都市部の新規就業者数は第1

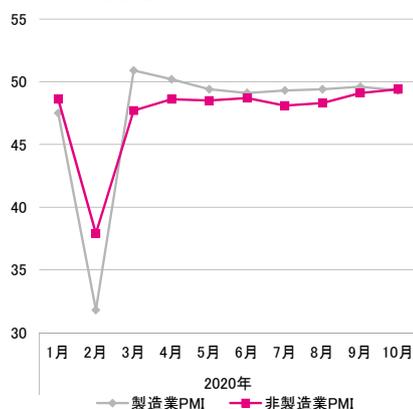
図1 政府の雇用保険段階的拡大政策



資料出所：雇用労働部（2020）、『働く幸せのための「セーフティネットの強化」計画の発表』

四半期に前年同期比で29.3%減と世界金融危機以来最大の減少幅を記録したが、下半期には経済が安定して回復を続け、1月から9月の都市部の新規就業者数は898万人（前年同期比18.1%減）となった。都市部の失業率は2月には6.2%と史上最高を記録したが、その後は徐々に低下し、9月には5.4%と前年同期を0.2ポイント上回るのみとなった。企業の雇用状況は2月に購買担当者景気指数（PMI：50超は景況感良好、50未満は景況感悪化）のサブ指標である雇用指標が製造業31.8、非製造業37.9と史上最低を記録したが、10月には製造業49.3、非製造業49.4となった（図2）。

図2 製造業と非製造業の雇用指標の変化



資料出所：国家統計局のデータに基づき、著者が作成。

○就業への影響

新型コロナウイルスは国内全域、企業界、全ての人々に影響を与えているが、就業への影響は構造的差異が顕著に見られる。産業別に見ると、人が密集するサービス業、例えば文化・旅行産業、外食産業、家政婦業、教育業などでは、特に影響が大きい。サービス業のなかでも、中小企業、零細企業や個人事業者が受けた衝撃はさらに大きいことに加え、今回の危機への耐久性が不十分であるため、倒産・閉店や失

業が生じるリスクがかなり大きい。

地域別に見ると、中西部の一部の省では、農民工の職場復帰率が低いが、広東省、江蘇省、浙江省などでは職場復帰率、生産再開率が比較的高い。

グループ別に見ると、大多数の労働者に影響が見られる。農民工の都市への帰還、職場への復帰は遅れ、故郷に戻った農民工の出稼ぎの比率は例年の同じ時期より減少し、失業率は前年同期比で、ある程度上昇している。新卒者への影響はかなり大きく、大卒者の失業率は第1四半期末と7、8月の卒業時期に記録を更新した。また、サービス業は女性の就業率が比較的高いため、女性の失業率が男性を上回っている。

○政府の措置と政策

中国政府は就業優先政策を確実に行うことを強調し、就業を安定させるための措置を全面的に強化した。就業・社会保障政策の面では、「企業の社会保障料の支払い猶予、減免、還付、補助」政策を実施して企業を支援した。農民工や貧困世帯、新卒者には、就業を支える特別政策措置を制定した。また、失業保険の保障範囲を拡大し、失業者補助金の支給などの措置を講じ、オンラインの失業保険申請・受領システムを開設した。就業サービスの面では、オンラインの就業マッチングサービスシステムを構築して企業の操業・生産再開を促進し、オンラインで職業技術訓練を実施して労働者の就業能力を向上させた。

今後は、既存の政策を基礎に就業優先政策をさらに深化させて着実に実行し、感染症が就業に与える影響を弱め、就業情勢を安定させ、新しい情勢下における就業の新たな局面を切り開いて行く方針である。第1に、就業保障の

要求に照らし、引き続き政策連携に力を入れ、財政、通貨、産業、投資などの政策と就業政策の協調、連携に力を入れる。第2に、影響が大きいサービス業界や、零細企業、個人事業者に対する政策的支援に力を入れる。第3に、就業情勢のモニタリング・分析に力を入れ、公共の就業サービス能力を向上させる。

【新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が柔軟な就業形態の人々に与える影響と対策】

李付俊補助研究員(CALSS)

○柔軟な就業形態の人々への影響

2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大すると、経済に対する衝撃は、貿易や産業チェーンを通じて中国における仕事・生産再開や就業に新たな衝撃の波をもたらし、柔軟な就業形態の人々に影響を与えた。企業に依拠する臨時雇用者、パートタイム雇用者、季節労働者、契約労働者、派遣労働者、アウトソーシング労働者などの雇用需要が減少し、就業の機会が減少した。特に、需要が抑制された多くの対外貿易型企業では、正規労働者は法律の保護を受けられるものの、柔軟な就業形態の人々に対する雇用需要は今後激減すると予想される。影響がかなり深刻だったサービス業界は回復傾向にあるが、国内外で感染症防止・制御措置が続いている。正常な経済秩序がまだ回復していないなか、雇用需要の回復は不十分である。柔軟な就業形態の人々は技能水準および、雇用の敷居が低く、感染症流行期間中は雇用機会も少ないため、長期的な失業や転職などに直面するリスクが高い。

産業別に見ると、対外貿易型製造業では労務派遣、臨時雇用といった柔軟な就業形態で働くグループの失業リス

クが高まった。製造業以外で最も直接的かつ、深刻な影響を被ったサービス業（文化スポーツ・娯楽、観光、飲食・宿泊等）では、柔軟な就業形態を中心とする個人経営の占める割合が67.3%と高い。ネット配車業界では仕事が再開しているものの、多くの従事者の業務量や質は低下し、収入は依然として以前の平均水準に戻っていない。これら柔軟な就業形態の人々の就業の不安定性は増しており、多くの人が失業や収入が激減するリスクに直面している。また、彼らは圧力に抗する力が弱く、正規の従業者と比べて収入、社会保障、労働権益保護といった面で問題があり、貧困に陥る可能性が高い。

○柔軟な就業形態の優位性

感染症が世界的に拡大するなか、柔軟な就業形態は、時間的、空間的な柔軟性ゆえに、その独特な優位性が明らかになり始めている。特に、ウーバー型就労、クラウド型就労、コミュニティEC型就労、シェア型就労といった新しい就労形態の発展が目を見守る。例えば、「非接触配送」、「隔離経済」、「ライブコマース」といった新勢力が突如として姿を現し、デリバリー配達員、配車アプリの運転手といったグループも、感染症流行期間中にかなり目立った役割を果たした。さらに、中央ならびに国务院の部・委員会は2020年第1四半期以降、「様々なルートで柔軟な就業の発展を支持する」ことを繰り返し文書で求めており、柔軟な就業形態は、将来的に発展する大きな可能性を得た。感染症が世界的に拡大するなか、中国における就業の保証、就業の安定、就業の促進の面で柔軟な就業形態は極めて大きな潜在力を有している。

また、中国は仕事・生産再開で経済全体が復興しつつあり、さらに貯蓄率

も世界の平均より依然として20ポイント近く高いことから、世界の情勢と比べれば、中国で柔軟な就業形態の人々が受ける影響の程度はなお制御可能な範囲内にあると言える。

○今後求められる対応

政府は第1に、零細企業及び個人事業者に対して、就業の保証、安定、促進の面で政策的な支援を引き続き拡大すべきだ。中国では、零細企業や個人事業が就業の受け入れの面で非常に大きな役割を果たしているため、これら企業の実業を受け入れる主なルートを引き続き安定させ、特に小規模店舗に対して専用の特殊な支援政策を行う必要がある。

第2に、感染症流行期間中には就業の安定の面で際立った役割を發揮した、新しい柔軟な就業形態に関する政策の不足を早急に補う必要がある。労働保障の法律法規を早急に改訂し、新しい就業形態の法的地位を確立させるべきである。

第3に、今後の経済の多元的発展の傾向に適合するため、技能研修の「貯水池」としての役割を十分に發揮させなければならない。特に、柔軟な就業形態の人々への研修の効果を上げ、新たな職業技能訓練体系を構築する必要がある。

第4に、柔軟な就業形態に適した社会保障政策やサービス体系を整えるべきである。仕事の特徴や実際の収入水準に基づき、多層的で多レベルの保険料基準および支払い等に便利な社会保険権利記録体系を構築する必要がある。

日本

【コロナショックの被害が女性に集中——現状と今後の見通し】

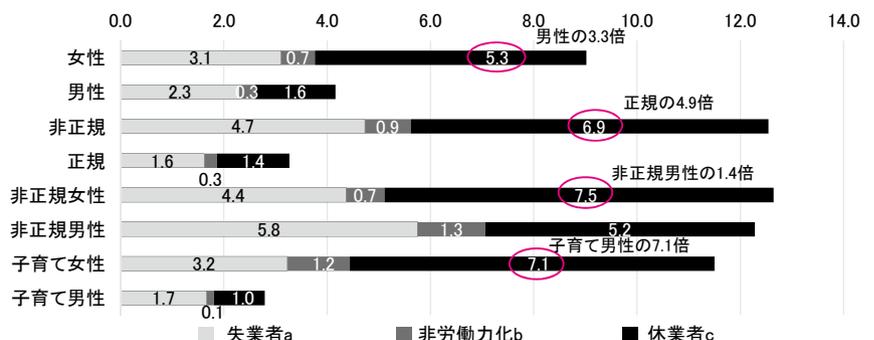
周燕飛主任研究員(JILPT)

○日本女性の厳しい雇用状況

職に就いているが実際は仕事をしていなかった休業者の割合を見ると、2020年5月末には男性と正規労働者がそれぞれ1.6%、1.4%であるのに対して、女性は5.3%、非正規労働者は6.9%に達している（図3）。特に子育て女性への影響が大きく、18歳未満の子がいる男女に限って見ると、女性の休業率が男性の7.1倍にも達している。7月末時点においても女性の休業者比率は男性の3.9倍であり、5月末時点（3.3倍）に比べて格差の改善が見られていない。

5月末時点で失職した人の7月末時点での再就職状況を見ると、女性と非正規労働者がいずれも50%前後となっており、男性や正規労働者より10ポイントほど低い水準だ。また、

図3 2020年5月末に失業者・休業者になった民間雇用者の割合(%)



資料出所：JILPT「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」に基づき、著者が作成。

女性失職者の4割は失業中で、10人に1人が非労働力化している。5月末時点で休業した人の7月末時点での復職率は正規と非正規間の差はほぼないが、男女間では5.4ポイントの差がある。男性の復職率が83.3%であるのに対し、女性は77.9%であった。

5月時点の危機前と比べた平均労働時間は、男性と正規労働者が9割前後であるのに対して、女性と非正規労働者は約8割であった。6月以降の雇用回復においても、女性と非正規労働者は遅れを取っている。特に子育て女性は女性全体よりも減少幅が大きいうえに回復も遅く、7月末時点で88.9%にとどまっている。8月調査によれば、通常月に比べて直近の月収が3割以上減少した雇用者の割合は、女性が男性より1.8ポイント高く、非正規が正規より7.9ポイント高い。

○女性の雇用危機を問題視すべき理由

日本の多くの家庭では夫が主たる稼ぎ手であり、妻は補助的な労働力と位置づけられるため、女性の雇用減少が家計に与える影響は少ないと見られがちだが、それは大いなる誤解である。ゆうちょ財団の2018年全国調査によると、世帯総収入のうち、妻の収入が占める割合は、正規雇用の妻で約4割、非正規雇用の妻でも約2割に達している。加えて、金融資産の残高がゼロまたは少額で、3カ月を超えない程度の生計費しか賄えない世帯の割合は24%に上る。したがって、女性の収入減も家計の破綻につながる恐れがある。

実際、8月調査からは、女性の収入が1割以上減った家庭では、5世帯に1世帯が食費の切り詰めを行っており、1割弱が公共料金等の滞納をしていることが分かった。

○女性の雇用回復をめぐる課題

テレワークが女性の働き方や雇用状況を改善させるという見方もあったが、実際に、女性のテレワークを日本社会に根付かせることは容易ではないようだ。緊急事態宣言中の5月第2週に3割近くあったテレワーク比率は以降急速に低下し、7月最終週時点では1割強にまで落ち込んでいる。男性や正規雇用者、高所得者のテレワーク比率はコロナ前より3～8ポイント高い状況を維持しているが、女性や非正規雇用者、低所得者のテレワーク比率は、ほぼコロナ前の水準に戻っている。

○今後求められる対応

政府の目指している通り、2021年の前半までに国民全員分のワクチンが確保できれば、女性の雇用危機も1年以内に収束する可能性が高い。少子高齢化で構造的な労働力不足に直面する産業界にとって、女性活用が長期戦略であることはコロナ禍でも変わるわけではないからだ。従って、現在講じべき対策は、雇用ミスマッチの解消や、所得格差対策、生活困窮者対策である。具体的には、アフターコロナ時代に生き残れない構造的な不況業種から好況業種への転職支援、職探し期間を活用した職業訓練の強化、生活困窮者への生活支援策を拡充すべきである。

中長期的には、コロナショックは男女の雇用格差を縮める好機となる可能性を秘めている。感染症対策をきっかけに、テレワーク、時差出勤、裁量労働等の柔軟な働き方が一気に広がり、コロナ終息後も日本社会に根付くことが期待される。柔軟な働き方が普及し、大きな「働き方革命」が起きれば、出産・子育て期を乗り越えて、正社員として働き続ける女性が増える。

生産性の向上や人材獲得競争のなか

で、中小企業などもテレワークを定着させるインセンティブは十分にあるだろう。コロナ禍で導入の機運が高まったテレワークを一過性の現象として終わらせないためには、それをサポートするような社内体制の確立が不可欠。政府もテレワーク導入企業に対して、資金やノウハウの提供、法制度などの多方面からの支援を行うべきだろう。

【新型コロナウイルスの感染拡大が日本の雇用労働にもたらしている影響——労働時間の変動と格差を中心に】

高見具広副主任研究員(JILPT)

○雇用労働への影響

日本では、政府によって2020年4月・5月に発令された緊急事態宣言および、3月から5月に行われた学校の臨時一斉休校が雇用労働へ大きく影響した。就業者数は2020年4月以降、減少傾向が続いている。特に、女性の非正規雇用の減少が著しいことは、子どもの学校休校などに伴う労働供給制約も関係していると考えられる。失業率は他国に比べ大幅な上昇は見られないが、10月に3.1%を記録しており上昇傾向が続いている。休業者は4月に597万人まで増加したが、10月は170万人とコロナ前の水準に戻っている。休業者数の増加は宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業などで特に見られ、非正規雇用の占める割合が小さくなかった。労働時間は5月に残業などを表す所定外労働時間が前年比30.7%減と落ち込み、その後も減少傾向が続いている。

○労働時間の変動と属性による差異

JILPTの個人調査結果に基づき、コロナ前にフルタイムで働いていた者の労働時間の変動を見ると、緊急事態宣

言の発令期間中にあたる「4月の第2週」では、コロナ前と比べて「45時間以上50時間未満」「50時間以上」の割合が減少し、全体的に労働時間が大幅に減少した。加えて、「20時間未満」「20時間以上35時間未満」といった、労働時間が週35時間未満に減少した層（フルタイムを割り込んだ層）も一定数見られるのが特徴で、「5月の第2週」でその割合は一層高まっている。緊急事態宣言が5月25日までに段階的に解除されて以降、全体の傾向からは労働時間の回復基調も見受けられるが、7月最終週時点の数値でも労働時間はコロナ前の水準に戻っていない。

労働時間の変動の様相には、4月・5月を中心に属性によって違いが見られる。業種別に見ると、飲食店・宿泊業、サービス業などで大きな落ち込みが見られる。職種別に見ると、営業・販売職、サービス職、輸送・機械運転職などで減少が大きい。地域別に見ると、首都圏（1都3県）、関西圏（3府県）での減少が大きい。なお、こうした業種・職種や地域による差は、7月末にかけて縮小に向かっている。

一方、男女差や雇用形態による差が新たに浮かび上がってきている。女性における減少傾向は男性よりも大きく、特に18歳未満の子どもをもつ女性は、5月最終週以降も労働時間の落ち込みが続いている。また、非正社員は正社員と比べて、一時帰休等で調整した所定労働時間を元に戻す動きが鈍い。非正社員は低所得層と大きく重なっており、労働市場における「脆弱層」にコロナ禍が深刻な影響をもたらしている様子がうかがえる。

○在宅勤務拡大と定着への課題

行政による出勤自粛要請などを受け、コロナ下で在宅勤務が大きく拡大したが、その後十分定着しているとはいえない。緊急事態宣言の期間中に在宅勤務を適用された人に限ってみても、同宣言解除後にあたる5月最終週以降の推移を見ると実施日数は急速に縮小し、7月最終週の時点では在宅勤務日数「0日」が約半数（49.8%）に上る。

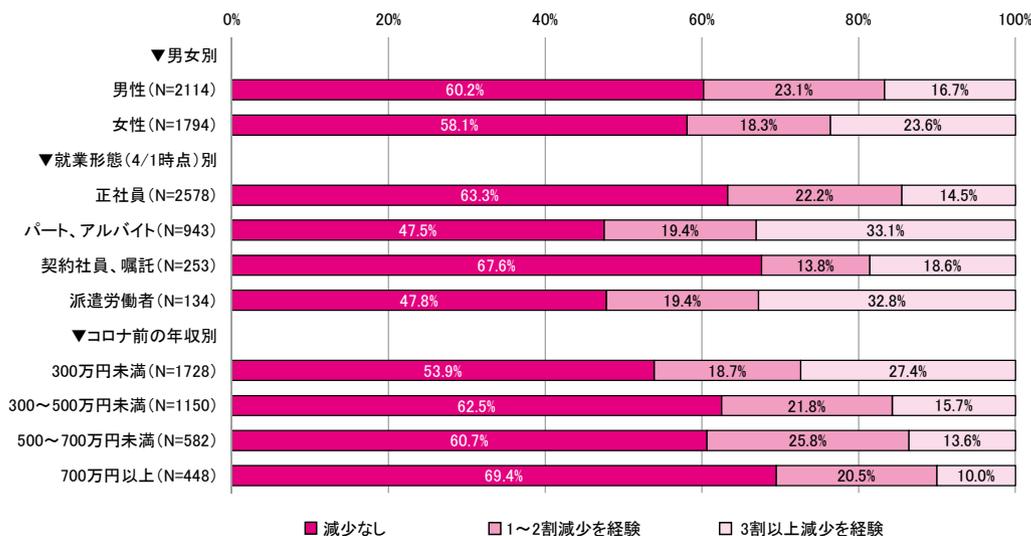
また、今般の在宅勤務の適用・実施は特定の層に偏っていた。4月頭時点で適用のあった層は、男性、大卒者、情報通信業、管理職・専門職、1,000人以上規模企業、勤続20年以上、高所得層、首都圏居住者に偏って存在していた。こうした適用層の偏りは、その後の定着の偏りにもつながっている。7月最終週において、在宅勤務の実施日数が0日の割合は、女性、正社員以外、中学・高校卒、建設業、卸売・小売業、サービス職、技能・労務職、勤続5年未満、年収300万円未満層などで相対的に高い一方、情報通信業、管理職・専門職、首都圏居住者では3日

以上の割合が高い。したがって、在宅勤務は部分的・一時的な拡大にとどまっていると言える。在宅勤務を「新しい働き方」として定着させていくには、在宅勤務に適した自宅の就業環境整備や、必要な教育訓練を行うこと、労働時間管理や成果管理などの労務管理上の課題を解消すること、従業員間のコミュニケーションを保つ工夫を行うことなどが必要である。

○コロナ禍による格差拡大懸念

コロナ禍で月収が3割以上減った経験を持つ割合は、女性や、パート、アルバイト、派遣労働者などの非正社員のほか、年収300万円未満層で多く見られた（図4）。労働市場における立場の強さ・弱さが労働条件維持に大きく関わることが示されており、低所得層ほどコロナ禍によって大幅な所得減少に見舞われていることがわかる。したがって、今般の雇用危機に伴う格差の急拡大、生活保障と貧困の問題が危惧される状況にあると言える。危機によって影響を受けた層を見極め、支援のあり方を考える必要がある。

図4 コロナ禍での月収減少の経験—男女、就業形態、年収別—



資料出所：JILPT「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（一次集計）結果」に基づき、著者が作成。